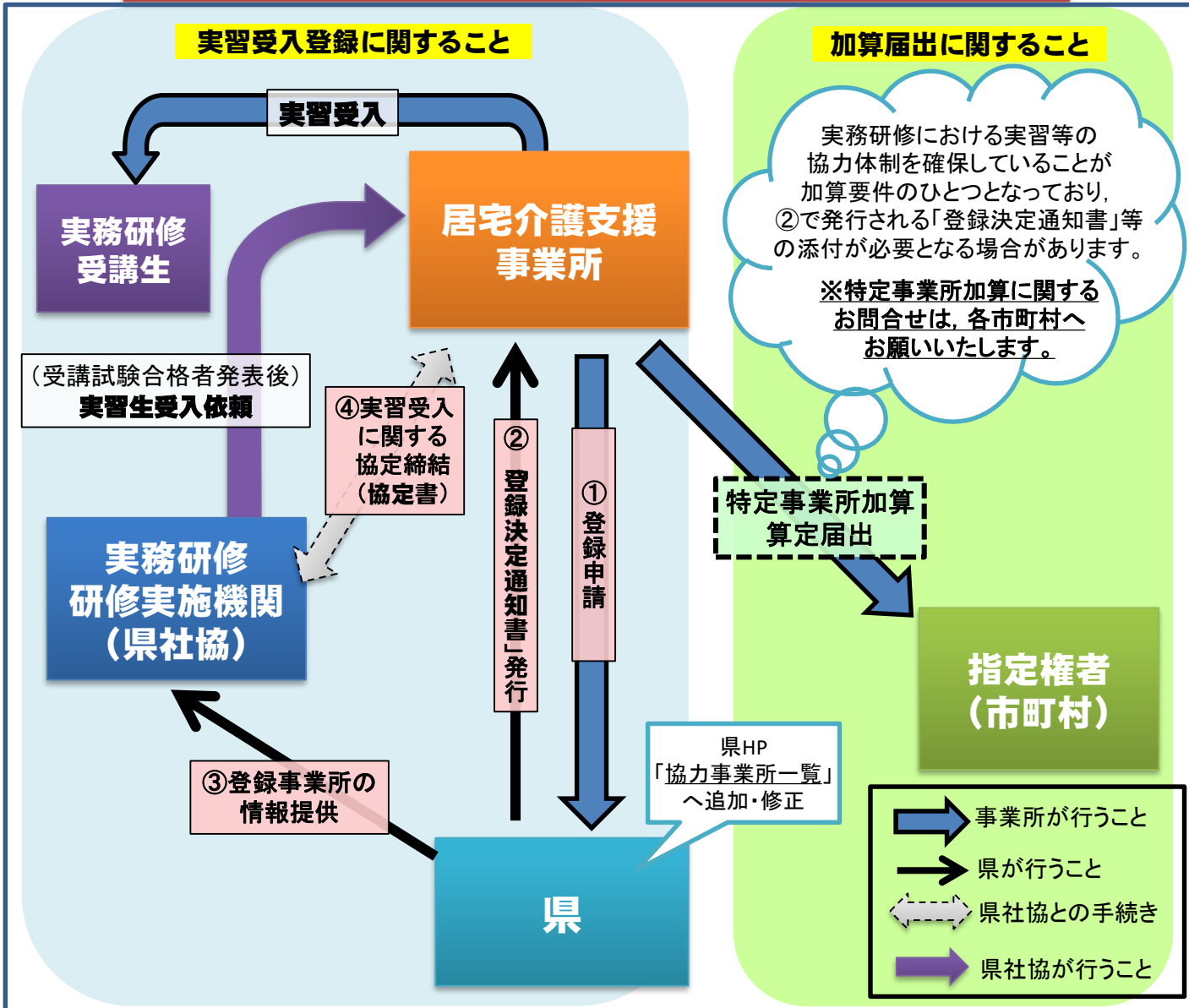


実習受入協力事業所としての登録について

実習受入協力事業所登録に係る体制イメージ図



実習受入事業所登録の流れ

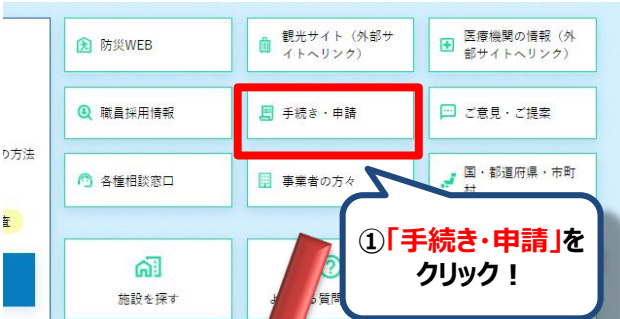
- ① 実習受入協力事業所として、登録を希望する居宅介護支援事業所は、**県宛てに協力事業所の登録申請(電子申請)**
- ② 県は申請のあった事業所を協力事業所として決定後、**登録決定通知書を発行**
- ③ 登録決定した事業所の情報を、研修実施機関(県社会福祉協議会)へ**情報提供**
- ④ 研修実施機関(県社会福祉協議会)と**実習受入に係る協定締結(協定書)** ※新規事業所のみ

- 上記①～④で、登録手続きは完了です。
(登録が完了しているかは、県ホームページに掲載予定の「協力事業所一覧」にてご確認ください。)
 - 介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表後、県社会福祉協議会から実習生の受入依頼がありましたら、原則として、実習生の受入れを承諾していただく必要があります。
- ※正当な理由なく、実習生の受入れを拒否することはできません。

電子申請の手順

1 県ホームページから電子申請ページへのアクセス方法

情報を探す



鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。



③「鹿児島県」をクリック！

手続き・申請

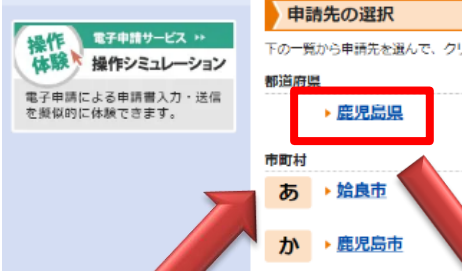
- 許認可届出 (様式提供)
- 資格・検定・試験案内
- 融資
- **電子申請**
- パスポート
- 県税の電子申告 (e-Tax)

②「電子申請」をクリック！

電子申請システム

電子申請システムは、県民や企業の方が、郵便や窓口で提出していた県に対する各種申請などを、インターネットを利用して、自宅や職場からいつでも行えるようにしたものです。(ただし、停止期間は除きます。)

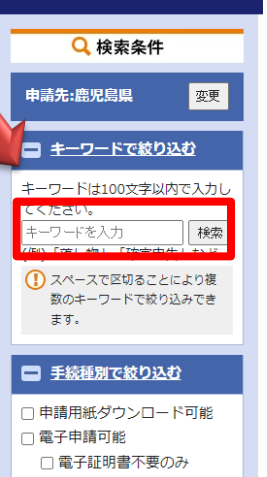
- 電子申請システムを利用される場合は、**電子申請システムポータルサイト (外部サイトへリンク)** から御利用ください。
- 申請にあたっては、利用者情報の登録が必要となります。
- 操作方法で不明な点は、以下の連絡先へお問合せください。
- 電子申請システムヘルプデスク連絡先：0120-470-570 (平日9時から17時まで)



④キーワード「介護支援専門員」で検索

鹿児島県電子申請共同 (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。



「2 電子申請の方法」へ

2 電子申請の方法

令和元年度介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録

1 介護支援専門員実務研修における実習受入について 平成28年度より、介護支援専門員実務研修において、様々な利用者の方の生活の様子を知ることが重要であるということから、居宅介護支援事業所での見学実習が追...

⑤令和6年度の登録フォームを選択

電子申請(入力)

(1) 申請日
[]年 []月 []日

(2) 申請者氏名
(全角200文字まで)

(3) 登録区分
実習受入協力事業所の登録について
新規登録：令和2年度に初めて登録する場合
継続登録：令和元年度以前に登録したことがある場合

(4) 事業所番号
事業所番号を入力ください
(100文字まで)

⑥必要項目を入力し、「確認」をクリック

受付確認メールに申請内容を記載する

送信

⑦登録内容に間違いがなければ「送信」をクリック

・設問に従って必要項目を入力してください。
・入力後、『確認』ボタンを押してください。

※新型コロナウイルス感染症の緊急版ページが表示された場合、通常版トップページをクリックください。